

2020(令和2)年 No. **279** 8月臨時号

TEL.0422-49-3111 www.mitaka-s.jp 三鷹商工会 検索  
発行所:三鷹商工会 〒181-0013 三鷹市下連雀3-37-15 e-mail:mitaka@shokokai-tokyo.or.jp

行きます・聞きます・提案します!

**経営相談無料** 商工会は、事業者の方ならどなたでもご利用できます。経営指導員等が、商工会の窓口または企業を巡回して相談・指導にあたります。

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国・都・市の 給付金・助成金の申請を無料でお手伝い第3弾!

専用ダイヤル **0422-29-8630** 10:00 ~ 16:00  
・12:00~13:00を除く  
・土日祝を除く

スマホやパソコンは  
苦手という方、  
三鷹商工会に  
ご相談ください!

三鷹商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「国・東京都・三鷹市の給付金や助成金、融資制度等」の申請を無料でお手伝いをしています。すでに多くの事業者の皆様からのご相談を受け付けています。こんな時こそ三鷹商工会をご利用ください。

## 「三鷹市プレミアム付商品券」 取扱店舗募集

プレミアム率  
**50%**

令和2年10月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内商店の活性化を図るため、デジタル商品券および紙商品券の2種類のプレミアム付商品券が販売されます。

三鷹商工会では、店舗の規模・業種を問わず市内および隣接地の店舗を対象に取扱店舗を募集します。

取扱店舗への参加は手続きも簡単です。皆さまのご参加をお待ちしております(一部使用できない商品・サービスがあります)。

	デジタル商品券	紙商品券
プレミアム率	50%	
発行総額	15億円(内プレミアム分5億円)	
発行額面	10億5千万円	4億5千万円
購入対象者	市内在住・在勤・在学・在活者(スマートフォンやタブレット端末でいつでもどこでも購入可能)	市内在住者(市内20カ所程度に設置する販売場所で購入可能)
販売単位	1,000円で1,500円相当分を販売	5,000円で7,500円相当分を販売(1冊500円券15枚綴り)
支払単位	1円単位	500円単位(おつりは出ません)
購入上限	1人30,000円(額面45,000円) 先着順	
取扱店舗の対象	原則三鷹市内に店舗や事務所がある方	
販売期間	令和2年10月1日から令和3年2月15日まで(在勤・在学・在活者は10月3日から)	令和2年10月1日から令和2年10月30日まで
使用期間	令和2年10月1日から令和3年2月28日まで	
換金期間	手続き不要	令和2年10月1日から令和3年3月8日まで(郵送の場合3月8日必着)
換金手数料	無 料	
事務店舗申し込み方法	三鷹商工会ホームページ「三鷹市プレミアム付商品券取扱店舗申込書」をダウンロードし、ファクスで三鷹商工会へお申し込みください(三鷹商工会窓口でも受付)。	
商品券の取扱方法	お客様が店頭にてデジタル商品券で支払うことを伝え、お店に掲示してあるQRコードを読み込み、支払い金額を入力。お店は、画面の店舗名と金額を確認後、お客様に決定ボタンを押してもらい支払い終了。お店側が決済端末を用意する必要はありません。	釣り銭が出ないため、買い物額が500円未満の場合、お客様に500円以上の買い物をするようにお勧めして、商品券に不足する分は現金での支払いをお勧めするなどの対応をしてください。
商品券の換金方法	お客様がお店でQRコードを読み取り、支払処理をしたデータは自動で収集され、あらかじめご登録いただいた口座に自動で振り込まれます。振込は月6回行われる予定です。	使用済商品券の店舗でのQRコード読み込みによる換金方法(換金に必要な期間は読み込み後約4日)と、郵送による換金方法(換金に必要な期間は商品券郵送後約45日)があります。
第1次募集期限	令和2年9月4日(広報みたか特集号における取扱店舗に掲載) ※最終期限12月11日	

(内容については変更になることもありますので、ご了承ください。)

申込に関する問い合わせ: 三鷹商工会 TEL:0422-49-3111

事業に関する問い合わせ: 三鷹市役所 生活環境部生活経済課 商工労政係 TEL:0422-45-1151(内線2541~2544)

新型コロナウイルス感染症で  
影響を受ける事業者の  
皆様に応援します！

# 用できる融資制度等をご紹介します

制度等をご紹介します。こんな時にこそ頼れる三鷹商工会です。ぜひ、ご利用ください！（記載事項は令和2年8月18日現在の情報です）

## にお困りの方へ

### 従業員への休業手当支払に支援が必要な方への助成金 雇用調整助成金

労働者に対する休業手当などの一部を助成。

- ・助成金の申請が簡略化され、助成額の上限が引き上げられ、助成率が拡充されました。
- ・商工会には社会保険労務士の相談員も来て事業者の方の申請のサポートもしています。

**給付額▶**休業した際の休業手当の相当する額の4/5（上限1日8,330円）

→(※)コロナ関連の特例で4月1日～9月30日までは10/10(上限1日15,000円)に変更(要件を満たしている場合)

**助成額の算定方法:**「実際に支払った休業手当額」×「助成率」(概ね従業員20人以下の小規模の事業主の場合)

**申請先:**ハローワーク三鷹ほか窓口へ持参または郵送。またはホームページからオンライン申請。

**受給日数:**1年100日(4月1日～9月30日はこの100日とは別枠で助成されます)

**必要書類:**雇用調整実施に関する各種書類、支給申請書、助成額算定書、各種雇用関係書類

## 資金融資が必要な方へ

### 資金の融資が受けられる制度

融資制度名	日本政策金融公庫(コロナマル経融資)	日本政策金融公庫(コロナ特貸)	三鷹市(新型コロナ対応)
借入条件	最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	詳細な借入条件は日本政策金融公庫に直接ご確認ください。	(1)最近1カ月の売上高についてまたは (2)最近1カ月と今後2カ月を含む3カ月の売上高見込みが1～3年前のいずれか同期間と比較して減少(減少率は問わない)
借入限度額	1,000万円	3,000万円	1,600万円
返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10年・運転資金 7年 (設備4年以内、運転3年以内)	設備資金 20年・運転資金 15年 (設備・運転ともに5年以内)	6年 (据え置き12カ月以内)
金利	3年間の利子補給がつき、3年間に限り 実質無利子、4年目以降は基準金利 (1.21%) (令和2年8月3日現在)	当初3年間は基準金利から▲0.9% (1.36%→0.46%*要件に該当する場合は利子補給あり)、4年目以降は基準金利(1.36%)(令和2年8月3日現在)	0.35% ※10月1日以降の利率はお問い合わせください。

### お知らせ

## ご利用ください! 宅配サービス(デリバリー三鷹)

三鷹市では、市内飲食店のお弁当やテイクアウトメニューを、自転車などでご家庭へお届けする「デリバリー三鷹」を実施しています。「三鷹弁当マップ」の掲載店舗の中の約30店舗から自慢のメニューが届けられます。

#### ■配達区分(昼便2便・夜便2便の計4つの配達時間区分)

昼便:午前11時～正午・正午～午後1時(注文は前日～当日午前10時)

夜便:午後5時～6時・午後6時～7時(注文は前日～当日午後3時)

#### ■注文方法

・インターネット注文・「デリバリー三鷹」の注文サイト(<https://takuhaim.easy-myshop.jp/>)から、前日中に注文。

・電話注文「デリバリー三鷹」注文専用 TEL:0422-40-0311(午前9時～午後5時)

氏名・住所・電話番号・購入店舗名および商品名、数量、配達希望日(当日または翌日)および時間帯をお伝えください。

※詳細は、まちづくり三鷹のホームページをご覧ください。



# 国・東京都・三鷹市の給付金や助成金、利

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様を支援する、国や東京都・三鷹市の給付金や助成金、利用できる融資

## 事業の固定費

### 家賃補助が必要な方がもらえる給付金

給付先	三鷹市	東京都	国
事業名	三鷹市小規模事業者経営支援給付金	東京都家賃等支援給付金	家賃支援給付金
給付条件	令和2年3月から5月の任意の1カ月あたりの売上が前年同月比で20%以上減少した事業者	令和2年5月から12月までの間で、前年同月比で50%以上売上が減少した月があるか、連続した3カ月間で平均30%以上売上が減少した事業者	
給付額	月額家賃の半額×3カ月分 (最大30万円)	月額家賃の12分の1×3カ月分 (家賃月額が個人37.5万円超、法人で75万円超の場合別計算)	月額家賃の3分の2×6カ月分 (個人37.5万円超、法人75万円超の場合別計算)
給付額(最大)	30万円	(個人) 18.75万 (法人) 37.5万円	(個人)300万円 (法人)600万円
必要書類	必要書類は、事業者の方の不動産賃貸契約の状況によって異なります。詳細については、商工会までお問い合わせください。		
申請期限	令和2年9月30日(水)	令和3年2月15日(月)	令和3年1月15日(金)
申請方法	三鷹市・三鷹商工会の窓口もしくは三鷹市に郵送	申請専用Webページにて	申請専用Webページにて

## 創業して間もない事業者の方へ

### 事業継続のための支援を受けられる制度 三鷹市創業者臨時応援補助金



創業して間もなく新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた三鷹市内の事業者に向けて、創業に要した経費の一部を補助し、事業の継続を支援。

#### 補助額▶補助対象経費の2分の1(上限20万円)

**受付期間:** 令和2年8月17日(月)～12月10日(木)まで(土日休日は除く)

**補助対象者:** 令和2年3月1日から8月31日までに創業(注1)し、次の要件をすべて満たす中小企業者

- ①三鷹市内に事業所がある
- ②申請日時時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある
- ③事業に関して必要な許認可等を取得している

(注1)各種の届出にとらわれず実質的に事業を開始したことをいう。フランチャイズ契約や令和2年2月以前に事業を営んでいる方は対象外。

**補助内容:** 補助対象となる経費の期間 創業日前2カ月から創業日後3カ月までに契約～支払をした経費

#### 補助対象となる経費(注2)の項目:

##### ～設備費～

- ・事業に使用する三鷹市内の事務所・店舗・駐車場の取得や建築費・改装費
- ・三鷹市内の事務所・店舗に設置・利用する設備と備品の購入費

##### ～運用費～

- ・三鷹市内の事務所・店舗及び駐車場の賃貸に伴う仲介手数料と礼金、賃借料と共益費(賃借料・共益費は3カ月分以内)
- ・創業に必要な書類の作成等に関して専門家に支払う報酬
- ・販路開拓に関する広告宣伝費、パンフレット等印刷費

(注2)他の補助金等(国および都の家賃支援給付金を除く)の交付を受ける経費については、補助対象外とする。

… **感染拡大防止に向けた事業経営をされている方へ** … 東京都・三鷹市・三鷹商工会が連携して取り組む事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、消費者の皆さまに安心してお買い物をしていただくためには、店舗(事業所)等での感染防止対策の徹底が重要です。東京都では、事業者が実施すべき感染防止対策を掲載した業種別の「**東京都感染拡大防止チェックシート**」を作成し、併せて「**感染防止徹底宣言ステッカー**」を発行しています。都のホームページには事業者向けに「**東京都感染拡大防止ガイドブック**」も掲載されています。また、三鷹商工会でも感染症拡大防止に努めている地域のお店を紹介するウェブサイト「**三鷹感染拡大防止店舗マップ**」を作成するとともに三鷹市では飛沫防止パネルの設置費用などへの補助を始めています。これらの取組みにぜひご協力ください。

**東京都「感染防止徹底宣言ステッカー」掲示のお願い**

東京都のホームページにある、チェックシートにある感染防止対策を全て実施し、専用フォームから申請すると「**感染防止徹底宣言ステッカー**」を取得できます。これを店舗等の目立つところに掲示いただくことで、安心して利用できる施設であることをお知らせできます。取得を希望される方は、「**東京都**」で検索⇒トップページの「**感染防止徹底宣言**」をクリックしてください(取得ができない方は商工会で取得をお手伝いいたします)。



〳補助対象期間:令和2年2月1日(土)から令和3年3月31日(水)までに契約～支出した経費

申請期間:令和2年11月30日(月)まで

補助対象:三鷹市内に事業所等を有する中小企業で、前年度の市区町村民税(法人住民税)を完納している者のうち、申請時点において継続して市内の事業所で行う取組み

補助対象経費:新型コロナウイルス感染拡大防止との関連が明らかな以下の経費

- ・仕切り、換気設備工事、手指消毒装置、自動ドア、水栓のセンサー設置工事の費用等
- ・キャッシュレス決済用端末、飛沫感染防止ボード、パーティション、空気清浄機、体温計、サーモカメラ、サーモグラフィの購入費用等(ビニール、木材等でパーティションを制作する際の材料購入費用も含む)
- ・感染拡大防止の取組みを対外的にPRするためのホームページのリニューアル、ポスター・リーフレットの作成に係る費用等
- ・室内消毒、オフィスの配置換えに係る委託費等
- ・換気設備、空気清浄機等のリースに係る費用

※マスクや消毒液などの消耗品や工具の購入費用は含まれません。※同一の対象経費について、国や他の地方公共団体等から補助金の交付を受けていないことを補助の条件とします。

問合わせ: 三鷹市役所 生活環境部生活経済課 商工労政係  
TEL:0422-45-1151(内線2543)



**「三鷹感染拡大防止店マップ」登録のご協力を**

会員の皆さまに「三鷹感染拡大防止店舗マップ」にご登録いただくことで、少しでも販売促進につながればと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。参加費は無料です。また、登録された事業所には、右のステッカーもお配りします。登録を希望される方は、下のQRコードから登録をお願いいたします。



\*手書きの申込書もご用意しております。ご希望の方は商工会までご連絡ください。

参加条件は以下10項目のうち5つ以上の対策をしており、「感染防止宣言ステッカー」を貼っている店舗です。



1. パーティションを設置している
2. 人数制限をしている
3. 座席数を減らしている
4. 従業員の検温をしている
5. 従業員の手洗いを徹底している
6. 従業員がマスク、フェイスガードをしている
7. 消毒液を設置している
8. 定期的に店内を消毒している
9. お店の換気をしている
10. キャッシュレス決済を行っている

**三鷹市コロナに負けない環境づくり補助金**

コロナウイルスに負けない事業所環境を整えるため、ソーシャルディスタンスの確保等衛生環境整備の取組みに対して補助します。

補助金額: **上限10万円**(補助率2/3)

※複数事業所がある場合も、すべての事業所の合計で上限10万円

感染拡大防止に取り組むつつ、  
新しい顧客獲得を目指す事業者の方へ

**小規模事業者持続化補助金**

小規模事業者等が経営計画を策定して、取り組む販路開拓等の取り組みを支援する補助金。

補助額: **上限50万円**(コロナ特別対応型: **上限100万円**)

補助率:

一般型、コロナ特別対応型(A): 2/3 | コロナ特別対応型(B・C): 3/4

補助対象: 非対面販売のためのホームページ作成・改良、店舗の改装、チラシ作成、広告掲載など(コロナ特別対応型に応募する場合、補助対象経費の1/6以上が、以下のA~Cのいずれかの要件に合致することが必要) | A サプライチェーンの毀損への対応、B 非対面型ビジネスモデルへの転換、C テレワーク環境の整備

申請期限: 一般型: **10月2日(金)** | コロナ特別対応型: **10月2日(金)**

\*経営計画の策定等には時間がかかります。ご希望の方は早めに商工会までお問い合わせください。\*業種別ガイドライン等に対応して、事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組みについて補助(別枠)する「**事業再開枠**」(最大50万円)もあります。